

## 上田市公共交通活性化協議会設置要綱

### (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59条）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため上田市公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 法定協議会の事務所は、上田市大手一丁目11番16号上田市役所内に置く。

### (協議事項)

第3条 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画、実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画、実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (8) 法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項

### (組織)

第4条 法定協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの
- (2) 長野県知事が指名するもの
- (3) 上田市長が指名するもの
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他上田市が必要と認めるもの

2 法定協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会長は上田市都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は法定協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 副会長は、委員の中から互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。
- 6 協議会の会計を監査する監査員は、委員の中から会長が任命する。

(監査員)

第7条 監査員は、法定協議会の出納監査を行う。

2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(法定協議会の運営)

第8条 法定協議会は、会長が召集し、議長となる。

- 2 法定協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により法定協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 法定協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 法定協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 法定協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、法定協議会の出席を求めることができる。
- 7 会長は、会議の内容が軽微な場合や緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。
- 8 前6項までに定めるもののほか、法定協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 法定協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 法定協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 法定協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、法定協議会の運営に関して必要な事項は、会長が法定協議会に諮り定める。

附 則

(上田市公共交通活性化協議会規約の廃止)

上田市公共交通活性化協議会規約(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

(上田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

上田市地域公共交通会議設置要綱(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 5月31日から施行する。

この要綱は、令和元年 5月29日から施行する。

この要綱は、令和2年 2月14日から施行する。

この要綱は、令和2年 6月 5日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 6月 1日から施行する。